

広島県水道広域連合企業団管理規程第 24 号

広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団決裁規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
別表第 2（第 8 条関係） <table border="1"><thead><tr><th>課長及びセンター長の専決事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>1－3（略）</td></tr><tr><td>4 会計課長の専決事項 (1)（略） (2) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たものうち、本部において締結する建設工事及び測量・コンサルタント等業務に係る契約 <u>（予定価格の決定を除く。）</u></td></tr><tr><td>(3)（略）</td></tr><tr><td>5（略）</td></tr></tbody></table>	課長及びセンター長の専決事項	1－3（略）	4 会計課長の専決事項 (1)（略） (2) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たものうち、本部において締結する建設工事及び測量・コンサルタント等業務に係る契約 <u>（予定価格の決定を除く。）</u>	(3)（略）	5（略）	別表第 2（第 8 条関係） <table border="1"><thead><tr><th>課長及びセンター長の専決事項</th></tr></thead><tbody><tr><td>1－3（略）</td></tr><tr><td>4 会計課長の専決事項 (1)（略） (2) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たものうち、本部において締結する建設工事及び測量・コンサルタント等業務に係る契約</td></tr><tr><td>(3)（略）</td></tr><tr><td>5（略）</td></tr></tbody></table>	課長及びセンター長の専決事項	1－3（略）	4 会計課長の専決事項 (1)（略） (2) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たものうち、本部において締結する建設工事及び測量・コンサルタント等業務に係る契約	(3)（略）	5（略）
課長及びセンター長の専決事項											
1－3（略）											
4 会計課長の専決事項 (1)（略） (2) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たものうち、本部において締結する建設工事及び測量・コンサルタント等業務に係る契約 <u>（予定価格の決定を除く。）</u>											
(3)（略）											
5（略）											
課長及びセンター長の専決事項											
1－3（略）											
4 会計課長の専決事項 (1)（略） (2) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たものうち、本部において締結する建設工事及び測量・コンサルタント等業務に係る契約											
(3)（略）											
5（略）											

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。